

扶養控除廃止による子ども手当と高校無償化の経済効果
：あるべき少子化対策・子育て政策（上）

法政大学教授 林 直嗣

『経営志林』第 48 巻第 1 号、法政大学経営学会

目 次

1. はじめに
2. 少子化の主因は結婚率の低下
3. 少子化対策・子育て政策の類型
4. 子ども手当とは何か
5. 高校無償化とは何か
(以上本号)
6. 2010 年度の扶養控除廃止と子ども手当・高校無償化の増減税効果
7. 今後の扶養控除廃止と増税効果
8. あるべき少子化対策・子育て政策：むすびにかえて

1. はじめに

近年の日本では世界でも著しい少子化が急激に進行している。合計特殊出生率は 2005 年に 1.26 にまで低下し、その後やや持ち直してはいるものの、人口維持水準である 2.08 には遙かに及ばない。同時に日本の平均寿命は依然と世界一を続け、2007 年には「超高齢社会」となり、高齢化の進行も類例を見ない。少子・高齢化が進んだ結果、人口構造は釣り鐘型からさらには逆台形型へと変形し、総人口に占める生産年齢人口の割合は先進諸国の中で最低となり、労働生産性や経済成長率を低下させる危惧が深まっている。すると経済の非活性化・停滞をもたらすと共に、現役世代 1 人で支える高齢者の割合を増加させるので、年金・社会保障財政の赤字を一層深刻化させ、引いては増税により高負担の重税国家をもたらす危険性が高まる。

従来から日本では年少扶養控除・特定扶養控除と共に児童手当を拡充するなどして、少子化対策を講じてはきたが、見るべき成果は上がっていない。2009 年の衆議院選挙において「子ども手当」を公約の目玉に掲げた民主党が大勝し、2010 年 3 月末に衆参両院で可決され、2010 年度から扶養控除や児童手当を廃止・縮減する代わりに、子ども手当の給付が実施されることになった。しかし個別の政策実施過程では誤解や紆余曲折が多く、多くの批判を招いて、翌 2010 年の参議院選挙では逆に民主党は大敗する結果となった。

本稿では、少子化の主たる原因を人口学的に分析し、欧米の先進諸国における少子化対策の動向を踏まえつつ、子ども手当や高校無償化の経済政策的・社会保障政策的観点からの意義を明らかにし、それらの経済的効果を分析することを目的とする。そのため先ず第 2 節では、人口動態統計などの分析に基づいて少子化の主因が実は未婚率の急上昇＝結婚率の急低下にあることを明らかにし、第 3 節では、アメリカ、スウェーデン、フランスな

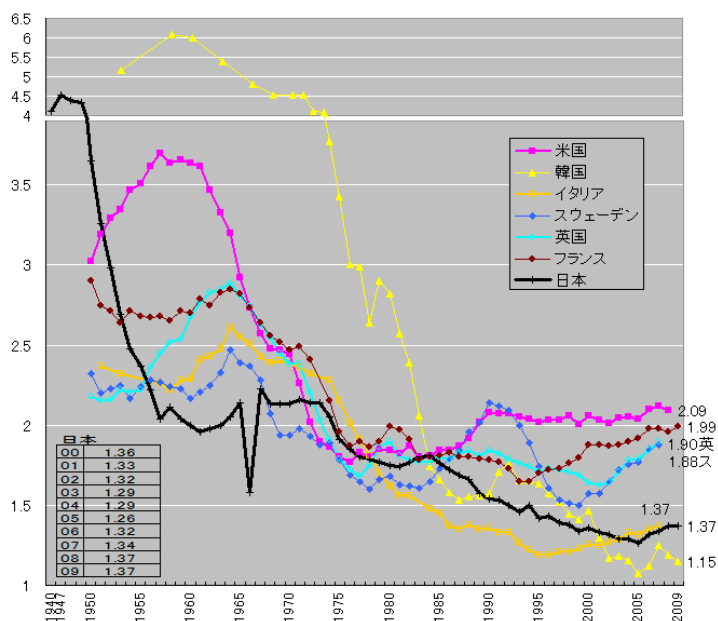
ど少子化対策で顕著な効果を上げている欧米先進諸国の少子化対策・子育て政策の類型を展望する。第4節では、子ども手当の経済政策的・社会保障政策的な観点からの意義を、長所・短所含めて分析をする。第5節では、高校無償化政策の同じく経済政策的・社会保障政策的な観点からの意義を、長所・短所含めて分析をする。第6節では、子ども手当法や高校無償化法および税制改正に基づいて、扶養控除の廃止・縮減、児童手当の廃止に代わって子ども手当が給付されるが、差し引きネットの増減税効果を課税所得階層毎に分析し、少子化や経済成長に及ぼす効果を検討する。第7節では、2010年度の時限立法である子ども手当法が2011年度以降も成立した場合に、さらなる扶養控除の廃止によってどのような増減税効果をもたらすか、課税所得階層毎に分析し、少子化や経済成長にどう影響するかを検討する。第8節では、望ましい少子化対策・子育て政策として、難点の多い子ども手当に代わって、社会保障と税制を統合した給付付きの児童税額控除を導入し、併せて子育てと仕事を両立できる社会的仕組みを早期に整備すべきこと、結婚率を高めるのに役立つ政策を実施すべきことについて政策提言を行う。

2. 少子化の主因は結婚率の低下

2. 1. 出生率の低下と少子化

近年の日本では世界的に見ても著しい少子化が急激に進行している。出生数は第1次ベビーブームと呼ばれた1949年には270万人もあったが、その後急速に低下したあと、第2次ベビーブームといわれた1973年には209万人とやや持ち直したものの、その後は急激に減少して2005年には106万人と最低水準にまで落ち込んだ。

(図1) 合計特殊出生率の推移 (日本および諸外国)



(注) 合計特殊出生率は女性の年齢別出生率を合計した値。数字は各国最新年次。日本09年概数。
 (資料) 厚生労働省「平成13年度人口動態統計特殊報告」「人口動態統計」(日本全年、米仏韓最新年)
 国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集2010」、Korea National Statistics Office

社会実情データ図録から引用

それに対応して（図1）のように、合計特殊出生率（1人の女性が一生に産む子供の数；15～49歳の女性の年齢別出生率を合計した数値）は、1949年の4.32から、1973年には2.14、2005年には1.26と世界最低水準にまで急激に低下してきた。同じ人口を維持できる合計特殊出生率は2.08であるので、日本では人口減少は不可避であり、社会保障・人口問題研究所の将来推計人口（2006年12月推計）によると、このままだと2055年には出生中位・死亡中位の推計で総人口は約8993万人、出生低位・死亡低位の推計で総人口は約8584万人にまで減少するという。

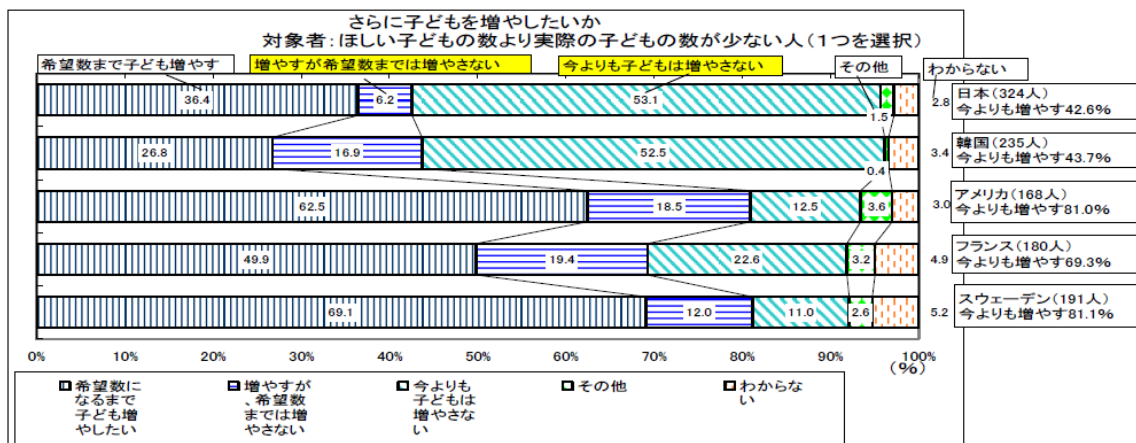
2. 2. 出産・育児意欲の低下

内閣府（2005）による『少子化に関する国際意識調査』では、希望子ども数に達していない20～49歳の男女1000人を対象に調査した所、「子供を増やしたい」という意識が高い国は、スウェーデン81.1%とアメリカ81.0%であり、それに次いでフランスは69.3%である。「子供を生み育てやすい国」という認識が高い国は、スウェーデン97.8%、アメリカ78.2%、それに次いでフランスは68%である。近年における出生率の回復の背景には、こうした積極的な意識や認識があることを明確に裏付けている。

これに対して近年でも出生率が非常に低く下がり続けている日本と韓国では、「子供を増やしたくない」という意識を持っている人が日本では53.1%、韓国では52.5%と過半数を占め、「子供を生み育てやすい国」とは思わない人が、日本では50.3%、韓国では79.8%と過半数を超えており、出生率の趨勢的な低下を裏付けている。

日本では児童手当などの出産・育児手当、扶養控除・特定扶養控除・配偶者控除など各種の所得控除、保育所・幼稚園の整備、などの出産・育児対策を講じてきたものの、過半数が「子供を増やしたくない」、「子供を生み育てやすい国とは思わない」と子育て意欲を阻害されているので、その主要な原因を分析し、的確な少子化対策を講じなければ、事態の抜本的な解決は望めない。

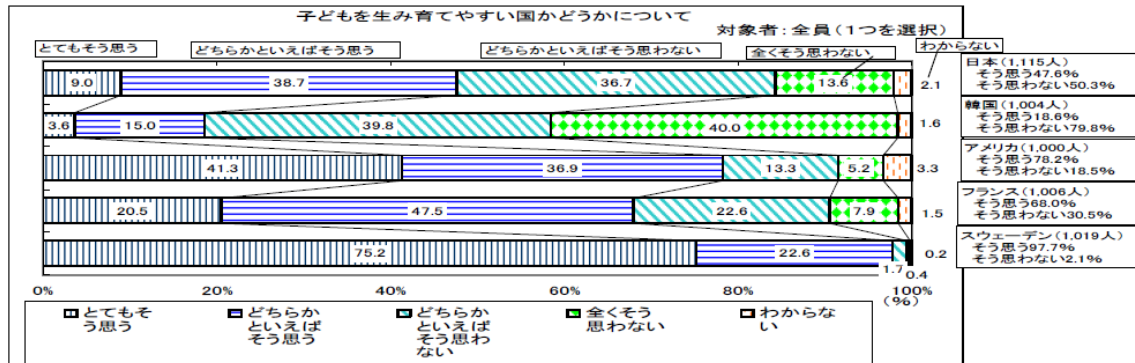
（図2）「さらに子どもを増やしたいか」の意識調査



（資料）調査対象は各国の20～49歳までの男女約1,000人、調査実施時期平成17（2005）

年10月～12月、内閣府（2005）『少子化に関する国際意識調査』から引用

(図3) 「子どもを生き育てやすい国かどうか」の意識調査



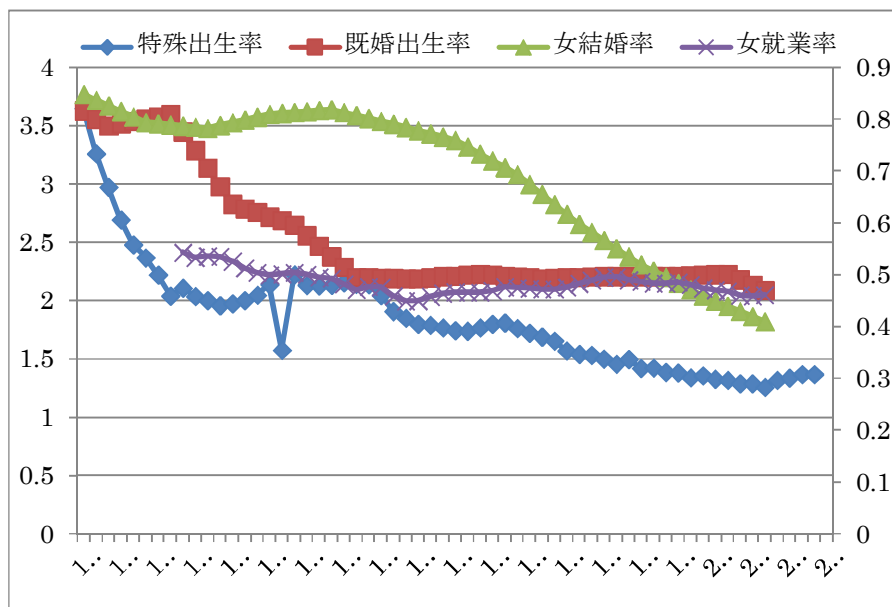
(資料) 調査対象は各国の20～49歳までの男女約1,000人、調査実施時期平成17（2005）年10月～12月、内閣府（2005）『少子化に関する国際意識調査』から引用

2. 3. 出生率低下の主因は結婚率の低下

厚生労働省・国立社会保障・人口問題研究所の『出生動向基本調査』による結婚持続期間別の平均出生児数を見ると、実は日本では、既婚女性（結婚持続期間15～19年）の合計特殊出生率は、1940年の4.27から急速に低下してきたものの、(図4)のように1972年に2.22になって以降は約40年間に亘ってずっとその水準で安定的に推移している。2005年の調査では2.09とやや下がったが、人口維持水準は超えている。合計特殊出生率の変化の要因分析をすると、有配偶出生率（既婚女性）の変化による影響は1980～90年で0.17、90～2000年で0.16、2000～2005年で0.04であり、プラスに貢献しているのに対して、有配偶率（結婚率）の変化による影響は同期間でそれぞれ-0.38、-0.34、-0.14とマイナスに作用している。つまり既婚者の出生率は全体の合計特殊出生率の低下を食い止めているのに対して、まさに有配偶率（結婚率）の低下、すなわち未婚率の上昇こそが合計特殊出生率を低下させている最大の原因なのである。

晩婚化が進めば出産年齢も高まる、つまり晩産化するので、既婚1世帯当たりの出産人数も少なくなる傾向があるという意見があるが、その論拠は薄弱である。なぜなら晩婚化や晩産化が進んでいるにも関わらず、既婚世帯の平均出生率は2.2のままほとんど低下していないからである。よって結婚率を高める政策でないと、ほとんど有効な効果は得られない。既婚世帯の出生率は約40年間もほぼ2.2で安定しているのだから、既婚世帯に僅かな子ども手当を支給しても結婚率を上げることはなく、合計特殊出生率を高めることにはほとんど繋がらない。

(図4) 出生率と結婚率、就業率の推移

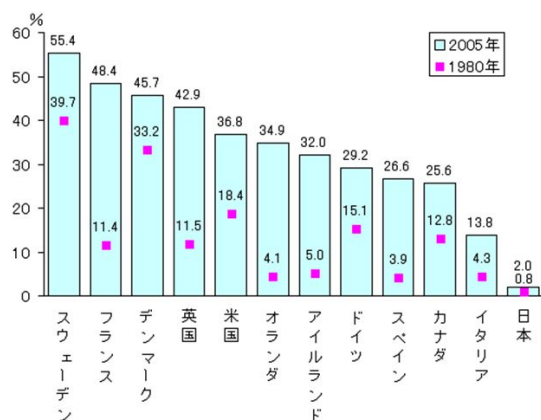


(注) 出生率の目盛りは左軸、結婚率と就業率の目盛りは右軸で%。

(資料) 厚生労働省・国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」「人口動態統計」、総務省統計局「労働力調査」などから作成

日本では婚外子の割合（未婚の母の出生数全体の出生数に占める割合）が、1980年で0.8%、2005年で2.0%であり、近年になってやや上がってきたとはいえ、欧米諸国と比べて圧倒的に低いので、結婚率の低下は出生率の低下に直接大きな影響を及ぼしている。婚外子割合は、韓国で1.5%、シンガポールで1.4%、台湾で4.2%と、アジア諸国では比較的到低いが、スウェーデン54.7%、フランス50.4%、アメリカ38.5%と欧米諸国ではかなり高いので、結婚率が低下しても出生率の低下に及ぼす影響は比較的に小さい。

(図5) 世界各国の婚外子割合



(注) 未婚の母など結婚していない母親からの出生数が全出生数に占める割合である。

ドイツの1980年は1991年のデータである。カナダの2005年は2004年データである。

(資料) 米国商務省、Statistical Abstract of the United States 2004-2005, 2008

日本: 厚生労働省「人口動態統計」

2. 4. 結婚率低下の原因

結婚率低下の原因としては、千葉県（1999）の世論調査^{（注1）}によれば、①仕事をもつ女性が増えて女性の経済力が向上したことが72%、②家事や育児に対する負担感・拘束感が大きいことが46%、③独身生活の方が自由であることが45%を占めている。

しかし女性の就業率は1955年の55.4%から趨勢的に低下し、2009年には46.2%まで下がってきたにも関わらず、結婚率は急激に低下しているため、仕事をもつ女性が増えてきたので結婚率が下がったという立論の論拠は薄弱である。世論調査の設問やそれに対する人々の見解が、実は事実と異なるということもあり得ることである。①や③は個人の生活感・価値観に基づくので、政策的に是正することは困難であるが、②は政策的に負担感を軽減することによって対応することが可能である。

子育てにおける障害としては、①子供の教育にお金がかかることが70%でトップを占め、特に若い世代が多い。次いで②育児と仕事を両立させる社会的仕組みが整っていないことが52%、③育児の心理的・肉体的な負担が大きいことが33%、④家が狭いことが22%を占めている。

2006年の『第13回出生動向調査』^{（注2）}によると、夫婦が理想子供数を下回る子供しか持たない理由として最も多かった回答は、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」ことであり、特に若年層ほどその割合は高い。

こども未来財団（2005）による2004年の全体平均の子育て費用推計では、妊娠出産で約54万円、子供1人当たりの年額では0歳児で約50万円、乳幼児で約50万円、幼稚園児で82万円、小学生低学年で約57万円、小学生高学年で約62万円、中学生で98万円、高校生で約124万円、大学生で約230万円（公立で約179万円、私立で約248万円）という結果であった。妊娠出産、0歳児、乳幼児では約50万円であるが、学年が進むにつれて費用が嵩むようになり、大学生では約230万円にもなる。子育て費用を賄うのに親が一番苦勞するのは、高校生と大学生であり、この費用負担を大幅に軽減しない限り、社会人になるまでの子育ての負担感はなかなか抑えられない。

（表1）子育て費用（2004年の全体平均）

(円)

	生活費	必要費用				生活費/ 必要費用計	選択的費用	合計
		学費		その他	小計			
		学費	その他学費					
妊娠・出産	-	-	-	493,879	493,879	493,879	47,947	541,826
0歳	57,447	-	-	193,513	193,513	250,960	249,281	500,241
乳幼児 (1-3歳)	204,915	-	-	227,864	227,864	432,779	1,052,773	1,485,552
幼稚園児 (4-5歳)	367,528	658,409	273,204	-	931,613	1,299,141	340,224	1,639,365
小学校(低学年) (6-8歳)	341,270	268,131	553,774	-	821,905	1,163,175	541,692	1,704,867
小学校(高学年) (9-11歳)	346,094	288,607	657,894	-	946,501	1,292,595	581,832	1,874,427
中学校 (12-14歳)	681,803	640,558	838,251	-	1,478,809	2,160,612	787,140	2,947,752
高等学校生 (15-17歳)	760,256	1,431,348	623,701	-	2,055,049	2,815,305	908,460	3,723,765
大学生 (18-21歳)	878,388	5,235,684	-	-	5,235,684	6,114,072	3,073,976	9,188,048
合計	3,637,701	8,522,738	2,946,824	915,256	12,384,817	16,022,519	7,583,325	23,605,844

(資料) こども未来財団 (2005, p.36) から引用

こうした世論調査や調査研究の結果などを踏まえれば、出生率を高めるためには、結婚率を高める政策が最も必要であり、その対策として先ず子育てや教育にかかる費用を下げること、家事や育児の負担感や拘束感を緩和すること、育児と仕事を両立させる仕組みを作ること、など子育ての障害を軽減することにより、結婚や出産・育児をしやすい環境を整えていくことが、少子化を食い止める有力な政策となり得る。

2. 5. 高齢化の進行

少子化と共に高齢化も急速に進行している。日本は自殺率が24.4人/10万人(2008年)と、リトアニア、ベラルーシ、カザフスタンに次いで世界第4位、先進諸国ではトップであり、精神的には世界でも最も住みにくい社会の一つであることを象徴している。その反面で、平均寿命はWHOの2009年データによれば男性79.4歳、女性86.1歳であり、男女平均では82.8歳と世界一である。第二次世界大戦前は「人生50年」といわれたように平均寿命は50歳を下回っていたが、戦後初の1947年(昭和22年)の第8回生命表における平均寿命は男50.06歳、女53.96歳と50歳を上回った。その後、医療の進歩、食生活の向上、経済の成長と共に平均寿命は急速に伸びてきており、1980年代には世界一に躍進した。日本が精神的に住みやすい社会に変貌すれば、平均寿命はさらに延びる可能性が高い。

それにつれて65歳以上の人口が総人口に占める割合＝高齢化率も急速に高まり、日本は1970年(昭和45年)に「高齢化社会」(高齢化率が7%以上)に、1994年(平成6年)に「高齢社会」(高齢化率が14%以上)になり、2007年(平成19年)には「超高齢社会」(高齢化率が21%以上)となり、同年に75歳以上の人口が総人口に占める割合も10%を超えた。

2. 6. 少子高齢化による弊害

少子高齢化は、生産年齢人口の割合を減らし、国民1人当たりの労働生産性や経済成長率を低下させ、経済の非活性化・停滞をもたらすと共に、現役世代1人で支える高齢者の割合を増加させるので、年金・社会保障財政の赤字を一層深刻化させ^(注3)、引いては増税により高負担の重税国家をもたらす危険性が大きい。

少子化は次世代の生産年齢人口(15~64歳)を次第に減少させ、働き手を少なくする一方で、高齢化の進行と共に人口構造をピラミッド型から釣り鐘型へ、さらには逆台形型へと変形させ、総人口に占める生産年齢人口の割合を低下させる。日本のその割合は63.9%であり、先進諸国の中で最低である。総人口の減少以上に労働人口の減少が凌駕する。すると技術革新により例え労働者1人当たりの労働生産性が高まっても、国民1人当たりの労働生産性は下がり、経済成長率は低下する傾向がある。働き盛りの労働者の割合が減ってくれば、潜在成長率は低下し、経済は非活性化して停滞せざるを得ない。高度経済成長の時代には日本は「日昇る国(The Rising Sun)」とか「Japan As No.1」と賞賛されたが、昨今のようにゼロ成長ないしマイナス成長の時代には「日沈む国(The Sinking Sun)」などと軽視される嫌いがある。これだけ少子高齢化が進行すると、経済成長率の回復は容易ではない。

合計特殊出生率が1.26のままで、平均寿命が男83.67歳、女90.34歳へ延びていくと想定すると、2055年には総人口は8993万人、生産年齢人口(15歳~64歳)は4,595万人(51.1%)に低下し、高齢化率は実に40.5%に高まると推定される。現在は20歳から64歳までの働き手が65歳以上の高齢者を支える比率は3対1であるが、1.2対1にまで悪化する「超々高齢社会」を迎えるであろう。いわば「騎馬戦型」から「肩車型」へ負担方式が変わるので、現役労働者1人当たりの負担は非常に重くなる。年金・社会保障財政の赤字を一層深刻化させ、引いては増税により重税化が進む。高福祉・高負担に耐えられる税制・財政構造にしていかないと、財政赤字がさらに膨大化し、財政破綻の危機に瀕する。

基礎年金部分を税金で負担するという考え方も、賦課方式の一形態に過ぎず、現役世代が退役世代を支えるという賦課方式は、人口構造がピラミッド型の発展途上の時代における過去の遺物であり、人口構造が釣り鐘型や逆台形型に変形した現代の少子高齢化時代には負担・給付構造が完全に破綻している。したがって自分の老後は現役時代の自分自身の蓄積によって支えるという自己責任の積立方式に重点を転換していく必要がある。

3. 少子化対策・子育て政策の類型

世界でも類例を見ない急激な少子化・高齢化が進む中で、日本政府はこれまでに対症療法的な対策は行ってきたものの、これといった有効な効果のある抜本的政策は実施できなかった。そのため日本では出生率の低下や少子化の進行を食い止めることができず、急速な高齢化と相乗して、類例のない少子・高齢化が進んでいる。

これに対して先進諸国で実施されてきた有効な少子化対策を見ると、出生率を人口維持水準にまで回復ないしそれに近づけることに成功した事例を幾つか確認することができる。そこで日本の少子化対策を検討する前に、こうした諸国の先行事例を理解しておくことは

非常に重要である。

3. 1. アメリカの出生率と少子化対策

第1のタイプは、先進国では最高の合計特殊出生率を維持しているアメリカである。アメリカでは1977年から出生率が上昇傾向に転じており、1990年以降は20年近くにわたって合計特殊出生率を先進国では最高水準である約2.1に維持し、2009年は2.09である。新大陸では領土が広大である一方で人口が少なかったため、アメリカでは国是として積極的な移民政策により外国から働き盛りの労働者やその家族を迎え入れ、人口増大を計るとともに、人口構成を若く維持し、国力を高めてきた歴史的経緯がある。特に中南米からのラティノとかチカノと呼ばれる合法・非合法の移民を背景に、2003年にはヒスパニック系国民の出生率は2.79と高く、非ヒスパニック系の白人の1.86や黒人の2.0を上回っており、これが全体の出生率を2.1に高める要因になっている。出生率が人口維持水準の2.08をほぼ超えているので、総人口は増加傾向にあり、少子化の兆候は抑制されている。平均寿命は78.3歳と日本より短く、高齢化率は第1段階の12%と日本の半分ほどに留めているので、高齢化も余り進んでいない。

ただし同じ移民国家の隣国カナダでは、2005年には合計特殊出生率は1.52と落ち込み、人口維持ができずに少子化が進んでいるので、新大陸といえども近年では単に移民政策だけでは出生率を高く維持することはできない。

日本や欧州諸国と違って、アメリカには児童手当・子ども手当の制度は全くなく、出産・育児政策は専ら扶養控除・税額控除の方式で行っている^(注4)。子供を含む扶養家族一人当たり3200ドルが所得控除される他、13歳未満の子供の保育費用の最大35%までを第1子は3000ドルまで第2子以降は6000ドルまで児童・扶養費税額控除(Child and Dependent Care Credit)として税額控除できる。領収証を提出しその35%までを税額控除できる制度は、用途が保育費であることが明確に担保され、不正申請ができない点で、用途が保育費であるかどうかまったく分からず、不正申請の危険性も大きい子ども手当制度よりも、子育て支援政策としては非常に有効であり確実である。この税額控除方式では育児に使わない金額を子ども手当と称して支給することはないが、子ども手当制度では領収証をまったくチェックしないので育児に使われない補助金を支給する危険性が高い。

またアメリカの児童・扶養費税額控除では、同じ所得階層でも支出した保育費用の最大35%までを支援することにより、各世帯で保育費用の大きさに見合った支援を行うことができるため、費用対効果で有効であり、かつ公平感ももてる。しかし子ども手当制度の場合は、同じ所得階層でも年間の育児支出が5万円の世帯も15万円の世帯もまったく同じ金額の手当が出るので、5万円しか保育支出をしない世帯は10万円近くを別の支出に使い、15万円を保育支出する家庭は別の支出に使う残額はない、ということになり、費用対効果が有効でなく、しかも不公平感を助長する。これも子ども手当制度の大きな欠陥である。

さらに17歳未満の子供一人あたり1,000ドルが児童税額控除(Child Tax Credit)として税額控除され、負となる場合には所得額に応じ還付される。この制度は領収証の提出を伴わないので、支出先が育児費かチェックできないという難点があるものの、所得金額に関わらず一律1000ドルの税額控除であるので所得控除方式よりは平等で強力な効果を持つ^(注5)。

平均所得税率を 20%として合計すると、13 歳未満の児童については、第 1 子で 4630 ドル、第 2 子以降で 7630 ドルという高額の特額控除（還付含む）が受けられる。アメリカや日本は児童関係支出が先進諸国では非常に少ないという見方があるが、児童手当などの給付だけに目を奪われ、現金等価である特額の控除を全く計算に入れてないので、こうした錯覚が起こる^(注 6)。

その上アメリカではレーガン、クリントン、ブッシュの政権時に新自由主義的な経済政策により労働生産性や経済成長を比較的によく回復できたので、財政赤字や年金赤字も縮小へ向かうことが可能となり、そうした作用も奏功して前掲の（図 2）のように若年勤労階層の勤労意欲や養育意欲を刺激し、少子・高齢化の悪循環に陥る危険性は少なくなった。

アメリカでは移民政策に加えて、控除方式による育児政策が有効に作用し、経済成長と勤労・養育意欲の好循環が維持されてきた結果として、出生率が 20 年にも亘って約 2.1 に維持されていると見るべきであろう。アメリカは近代国家としては日本より 100 年も古く 1776 年に成立したが、現在でも少子化を抑制し、日本よりずっと若々しい人口構成を維持し、総人口も増加させることに成功しているといえる。

3. 2. スウェーデンの出生率と少子化対策

第 2 のタイプはスウェーデンのように、比較的少数の総人口のままでも少子・高齢化を支えられるように、経済成長と高福祉の両立を図り、出産・育児政策を積極的に推進している北欧型福祉国家である。合計特殊出生率は 1978 年には 1.6 にまで低下したが、その後各種手当てによる出産・育児政策を中心とする経済的支援策によって出生率は急速に回復し、1990 年には 2.2 まで戻して、先進諸国の中ではアメリカを抜いて 1 番となった。その成功例はスウェーデン・モデルとして、先進諸国の参考にされた。しかし高福祉・高負担が大幅な財政赤字をもたらしたため、政府は行財政改革を余儀なくされ、出産・育児政策の各種手当ての減額や廃止、労働時間の長期化を是認したところ、出生率は再び急激に低下し、1999 年には 1.5 まで低下した。そこで経済的支援策だけに留まらず、仕事と育児を両立できるように育児休業制度を強化し、80%の賃金保障をしたり、公教育の無償化を計るなどして、育児政策の再強化をしたところ、2009 年には出生率は 1.88 にまで回復してきた。単に児童手当などの経済的支援を増やすだけでは不十分であり、仕事と育児を両立できる社会的仕組みを整備することがいかに重要であることを示唆している。

アメリカよりは出生率は低く、少子化が緩やかに進んでいて人口が漸減傾向にある一方で、平均寿命は 81.4 歳とアメリカより高く、高齢化率は 18.1%と第 2 段階の「高齢社会」に進んでいる。つまりアメリカよりは少子高齢化が進行している。総人口は僅かに 924 万人であるが、高い生産性により一人当たり国民所得＝所得水準は日本より高い。所得税や付加価値税の税率も比較的によく高く、高負担により高福祉を支えている。近年は移民政策も併用しているが、これには問題点が多い。

3. 3. フランスの出生率と少子化対策

第 3 のタイプは西欧の事例としてフランスがある。フランスでは 1965 年にはイギリスと並んで 2.8 と西欧では高い出生率であったが、その後 1994 年まで出生率の趨勢的な低下が進み、過去最低の 1.65 まで下がった。そこで政府は出生率を人口維持水準にまで高め

る政策目標を定め、各種の出産・育児政策といった経済的支援に留まらず、仕事と育児を両立できる社会的仕組み作りを積極的に推進することになった。出産費用を無料とした上に、出産助成金を約10万円支給することにより、出産を積極的に支援した。児童手当は20歳未満を対象に、第1子は0円、第2子は約1.3万円、第3子は約1.6万円というように、第2子以降に手厚くする方式を採用して、高い効果を狙った。また高等教育ほど教育費がかかるので、11歳以上は約3千円増し、16歳以上は約6千円増しというように、割増給付により手厚くする方法を採っている。ただし短絡的に「控除から手当へ」という方針ではなく、子供が多いほど累進税制の下での所得税負担を軽減する「N分N乗税制」を導入し、所得控除方式を充実させた。

また経済的支援に留まらず、女性の仕事と育児を両立させるために、一定の要件を備えた者を「認定保育ママ」として登録し、「保育ママ制度」を整備した所、保育需要の約8割を担うようになった。また公共の交通機関や美術館では家族割引を積極的に適用するなど、きめ細かな養育政策を展開した。移民の部分的解禁により、外国から働き盛りの勤労階層やその家族を受け入れているが、移民の出生率は0.4%ポイントほど高い。

その結果出生率は急速に回復し、2009年には1.99にまで改善しているが、まだ人口維持水準を回復するのに成功してはいない。「子供を増やしたい」という意識は、アメリカやスウェーデンのように81%もいかないが、69.3%と非常に高く、積極的な子育て意欲を刺激するのに効果を上げている。各種の出産・育児に関わる手当や所得控除方式を適切に組み合わせて充実させるに留まらず、仕事と育児を両立できる社会的仕組みを整備してきたことが、奏功したといえよう。

4. 子ども手当とは何か

民主党は2009年8月の衆議院選挙に際し、マニフェストで5つの約束を宣言し、そのうち2番目の子育て・教育では「子育ての心配をなくし、みんなに教育のチャンスをつくります。中学卒業まで、1人当たり年31万2000円の「子ども手当」を支給します。高校は実質無償化し、大学は奨学金を大幅に拡充します。」と公約した。その内容は、「次代の社会を担う子ども1人ひとりの育ちを社会全体で応援する」こと及び「子育ての経済的負担を軽減し、安心して出産し、子どもが育てられる社会をつくる」ことを政策目的として、0歳から15歳以下の中学生まで初年度は半額の月額1万3000円、年額15万6000円を、次年度（2011年度）から満額の月額2万6000円、年額31万2000円を子ども手当として、所得制限なしに支給するというものである。

4. 1. 支給目的

1972年に成立した旧法の児童手当法は、所得の少ない多子世帯の防貧と児童福祉を目的に創設され、その第一条は、「この法律は、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会をになう児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とする。」と定めていた。「家庭における生活の安定に寄与するとともに」は最低生活の所得保障の観点、「児童の健全な育成及び資質の向上に資する」は児童福祉の観点を表していた^(注7)。

これに対し「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律」、略称「子ども手当法」の第一条原案では、「この法律は、子どもを養育している者に子ども手当を支給することにより、次代の社会を担う子どもの成長及び発達に資することを目的とする。」と目的を定めたが、所得保障の観点で脱落し、「子どもの成長及び発達に資する」という児童福祉の観点だけに単純化した。ところが2010年3月31日に成立し、4月1日に施行となった成案では、「この法律は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために、平成二十二年度における子ども手当の支給について必要な事項を定めるものとする。」と一層単純化し、「子供の健やかな育ちを支援」という単なる経済的支援だけに留めた^(注8)。

「そもそも子ども手当は“社会全体で子供を育てる”という理念の下に始まった」という説明があるが、これは事実に基づかない全体主義的な偏見である。現に子ども手当法第1条では、「子供の健やかな育ちの支援」と子育ての「支援」に役割りを限定している。そもそも子供の親権を有するのは民法上両親であり、社会でも国家でもない。両親は子供の経済的生活に責任を持つだけでなく、人格形成においても道徳的・倫理的・人間的な躰けを行う権利と責任を有する。しかし同時に子供は社会の人的財産であり、15歳までの小中学教育は義務教育として国家・地方公共団体が行う責任を持ち、授業料や教科書代等の学校教育費は税金負担としている。しかし給食代は両親の負担であり、衣服や靴、靴、食事、住宅、その他ほとんどの生活費は両親が負担する。こども未来財団(2005)が推計した前掲の子育て費用の内、国家や社会が負担している部分は僅かに過ぎない。よって義務教育の面では国家・社会が主体となるが、経済的および非経済的な子育て全体の主体は親権者としての両親・家庭であり、国家や社会はそれを「支援」というのが実情である。親権を有する両親・家庭を無視して「社会全体で子供を育てる」というのは全体主義的な偏見である。

日本の国内法であるので、「次代の社会を担う子ども」とは、「次代の日本社会を担う日本国籍の子ども」と解釈するのが正当である。外国の社会を担う外国国籍の子供の養育にどう資するかは、当該の外国政府の権限と責任であり、日本国政府の権限でも責任でもない。人口増加に成功しているアメリカの国籍の子供や一人っ子政策を堅持する中国の国籍の子供の養育に対して、日本国政府が勝手に介入することは、余計な越権行為であり、内政干渉となる。外国人の親の日本出張などのために一時的に日本に滞在する外国国籍の子供は、日本人との結婚により永住するとか、日本国籍を得て永住するとか、次代の日本社会を担うことも将来においてはあり得る。しかし通例は親が帰国すれば一緒に本国へ帰国するので、原則として外国人の子供は本国の児童政策に従うべきであり、日本国政府の児童政策を強要するべきではない。ましてや外国人の親が日本にたまたま出張で来て、その子供は外国に居住している場合には、日本の教育政策とはまったく関係ないので、対象外とするのが妥当である。

4. 2. 受給者の責務と手当の用途

同法第二条では受給者の責務について、「子ども手当の支給を受けた者は、子ども手当が前条の目的を達成するために支給されるものである趣旨にかんがみ、これをその趣旨に従って用いなければならない。」と定めている。しかし子ども手当から支出した物の領収証を提出するように義務づけていないので、それが何に使われるかは特定できないという重大な欠陥がある。

ミキハウス子育て総研の調査^(注9)では、6歳までの子供がいる全国の母親を対象に複数回答可のアンケートを採ったところ、子ども手当の使途として、貯金が66%、日々の生活費が16%、習い事や家庭教材が19%、子供服やベビー用品が12%、保育園や幼稚園の月謝が10%、おもちゃや絵本が7%であった。延べ82%の家庭で子供の養育とは直接見なされない項目に支出されるので、子ども手当の養育費補助としての効果はかなり割り引いて捉える必要があることを示唆している。

子ども手当支給対象の子を持つ親に使い道の予定を聞いた内閣府の調査では(2010年4月に公表)、「貯蓄」が48.2%、「日常の生活費に補填」が11.4%で、合計約6割を占めた。「保育費」(10.8%)、「習い事などの費用」(9.8%)、「学校教育費」(8.7%)、「学校外教育費」(8.6%)の合計約38%を上回った。手当の支給方式は領収証の提出義務がないので、6割は育児・教育費に使われず、効果が非常に薄いという欠陥をもつ。

内閣府の推計によると2009年度の定額給付金では32.8%が消費支出の増加に向かったに過ぎないように、家計への給付金や所得減税のかなりの部分は貯蓄に回り、GDP拡大効果は3割強に過ぎないことが知られている^(注10)。

支給方式に基づく手当は、不正申請の温床ともなりやすく、養子縁組をした外国人による不正申請が後を絶たない。しかも申請書類の審査、現況の確認、支給振込手続きなど事務費用が膨大にかかる難点をもつ。老齢年金の支給方式でも申請書類の審査や現況の確認が杜撰なために、死亡した後も不正に受給している実例が非常に多く発覚し、詐欺事件にまでなっている。

アメリカでは過去20年近くにわたって合計特殊出生率を先進国では最高水準である約2.09に維持しているが、児童手当・子ども手当の制度は全くなく、出産・育児政策は専ら扶養控除方式で行っている。子供を含む扶養家族一人当たり3200ドルが所得控除される他、13歳未満の子供の保育費用の最大35%までを児童・扶養費控除として税額控除できる。領収証を提出しその35%までを税額控除できる制度は、使途が保育費であることが明確に担保され、不正申請ができない点で、使途が保育費であるかどうかまったく分からず、不正申請の危険性も大きい子ども手当制度よりも、子育て支援政策としてはずっと有効であり優れている。育児に使わない金額を子ども手当と称して支給する必要は全くないが、子ども手当制度では領収証をチェックしないのでそうした難点を回避できない。

またアメリカの児童・扶養費税額控除では、同じ所得階層でも支出した保育費用の最大35%までを支援してもらえるので、各世帯で保育費用の大きさに見合った支援を行うことができ、費用対効果で有効であり、かつ公平感ももてる。しかし子ども手当制度の場合は、同じ所得階層でも年間の育児支出が5万円の世帯も15万円の世帯もまったく同じ金額(2010年度15万6000円)の手当が出るので、5万円しか保育支出をしてない世帯は10万円近くを別の支出に使い、15万円を保育支出する家庭は別の支出に使う残額はない、ということで費用対効果が有効でなく、しかも不公平感を助長する。これも子ども手当制度の大きな欠陥である。

4. 3. 受給対象・資格

子ども手当の支給対象は日本国内に居住する親・扶養者であり、その被扶養家族である0歳から15歳までの子供を扶養していることが資格条件となる。日本国籍の子供が日本に

居住していても、扶養する親が海外に居住すれば支給されない。逆に外国国籍の子供が外国に居住していても、扶養する親が日本国内に居住すれば支給される。現に 2010 年 8 月の時点で、外国に居住する外国国籍の子供 7746 人に約 10 億円の子ども手当が支給されたという調査結果がある^(注 11)。親が海外出張のため、日本の学校に通う日本国籍の子供でありながら受給できない人がいる一方で、親が日本へ出張しているため、外国国籍の子供で外国に居住する子供で「次代の日本社会を担う」意思が全くない子供でも、8 千人近くが子ども手当を受給している。そもそもこれは「次代の日本社会を担う」という子ども手当法の資格条件を満たさないので、違法支給に該当するまったく不合理な欠陥といわざるを得ない。

「次代の日本社会を担う」意思も予定もない外国国籍の子供に手当を支給するようなこの政策の目的は、日本国籍をもち日本に居住し、将来日本の社会を担う子供の教育を補助することではなく、日本に一時的であれ居住し働く親が支出する教育費を経済的に支援することに過ぎない。あくまでも親の居住場所が支給基準であり、親の所得や子供の居住場所、学校、国籍とは無関係である^(注 12)。これは子ども手当法で定められた目的と明らかに矛盾するが、施行上の不備によりこうした欠陥が露呈している。枝野元行政刷新相は、「対応を間違った。来年度からは制度を変える準備作業に入っている」と発表し、子供にも日本国内居住要件を課す方向で検討に入ったという^(注 13)。しかし国内居住要件を満たすだけでは親の帰国と共に帰国するであろうから、日本に残って「次代の日本社会を担う」という法的要件を満たさず、受給資格はない。「次代の日本社会を担う」という法的資格要件を満たすためには、日本国籍の要件を満たす必要がある。日本国籍を取得して「次代の日本社会を担う」意思まではないが、永住権を取得して日本に長く居住したいという場合には、実質的に「次代の日本社会を担う」ということもあり得るので、半額を受給資格を認めるとしても良いであろう。しかし日本国籍もなく、永住権も取得しないのであれば、「次代の日本社会を担う」という法的資格要件を満たさないので、受給資格を認めるべきではない。

4. 4. 不正受給の防止対策と事務費用

2010 年 3 月 31 日に厚生労働省は、母国に子供を残す日本国内の外国人に対する子ども手当について不正受給がされないように、支給要件の確認方法として、(1) 母国に住む子どもと少なくとも年 2 回以上面会していること、(2) 母国の子どもに生活費や学費を 4 ヶ月に 1 回程度継続して送っていること、(3) 来日前に同居していたこと、などを定め、これらを証明するために (1) パスポート、(2) 送金通知、(3) 母国の公的機関による出生証明書や居住証明書、などの提出を求め、また日本に住む第三者の翻訳者による翻訳書の提出も求めることを、全国の自治体に通知した。

しかしパスポートで帰国を確認できても、子供を養育している事実の証明とはならないし、送金先が外国に居住する親族であっても送金が子供の養育費として使われた証明にはならないので、不正受給の抜け道をチェックすることにはならない。また児童手当では市町村ごとに不統一であった証明書類を全国で統一化し、証明書類の翻訳に際し、翻訳者は国内居住者に限定し、署名や押印、連絡先の記載を求めることとし、受給外国人が出国した際は、法務省から 1 カ月以内に市町村側へ連絡を行って不正受給を食い止

めると共に、過払い分は返還請求することとした。しかし各自治体からは「市町村レベルで外国人の海外での養育関係を確認することは非常に困難である」と批判が噴出している。

子ども手当の制度的欠陥に目を付けた外国の犯罪グループが、証明書類の偽造などにより組織的に不正受給を行う危険性は非常に高く、厚労省ではそれを警戒して、不正受給に関する情報の相談窓口を省内に設置し、不正が疑われる事例があれば、市町村への情報提供を積極的に行う方針だという。

このように、日本国籍で日本に居住する子供でも親が出張で海外に居住する場合には、支給されないにも拘わらず、外国国籍で外国に居住する子供でも親が出張で日本に居住する場合には支給されるなどという不合理で不条理な規則にしたために、自治体の支給事務手続きは煩雑となりその事務費用は膨大になる。しかも、支給された子ども手当が養育費に使われるチェックは全くしないので、育児政策としての費用対効果はほとんどないと見られる。これに対してアメリカ型の児童・扶養費税額控除は、領収証で証明される養育費の最大 35%を税額控除し、養育費に使われない金額は支給しないので、養育費に使われることは確実に担保され、養育費の大きさに応じて控除され、事務費用も余りかからないから、費用対効果でも公平性でも事務費用負担でも子ども手当制度よりは非常に優れている。

実際子ども手当の申請では、韓国国籍の居住者が妻のいるタイで 554 人の子供と養子縁組をして 8642 万 4000 円の受給申請を行うなど、外国人居住者の不審な申請が後を絶たない。同様の施行規則をもっていた児童手当の時代に裁判で 50 人以上の子供に実質的に扶養関係は認められないとする判決が出たが、それを援用して受給申請を却下したという。しかし 49 人以下の場合はどうか、子ども手当法の不備のために再び裁判になる可能性は多くある。また人口が多すぎるために一人っ子政策を採用している国もあるので、外国国籍をもち外国に居住する子供を対象から外さない限りは、外国への内政干渉にもなる。親の居住場所を主たる支給基準とすることは、子ども手当の実質的目的が的外れであることを象徴している。

4. 5. 子ども手当の本来の受給資格

児童手当の本来の支給対象は「次代の日本社会を担う日本国籍の子ども」を養育する者であり、児童が海外に居住していても日本国籍をもっていれば支給対象と見なしていたが、1982 年（昭和 57 年）に国籍条件を外して親の居住場所を基準とする方法に切り替えたため、こうした不合理な矛盾が発生することになった。子ども手当法は、児童手当法の施行規則のこの矛盾を修正しないまま受け継いだため、同じ矛盾を抱えることになった。したがって「次代の日本社会を担う」子供に限定する法律の本来の政策目的に従って、外国国籍の子供の養育権に内政干渉をしないためには、支給の資格条件を「日本国籍で日本に居住する子供」に限定することが本質的に重要であり、その親・養育者が国内に居住する場合にはその者に支給し、その親・養育者が死去した場合や国外に居住する場合には、日本国籍の子供本人（乳幼児の場合はその代理人）を受給者とすることが正当である。

現行の子ども手当法では、日本国籍をもち日本に居住する乳児院や児童養護施設の子供は、成人して「次代の日本社会を担う」可能性が高くても、親が死亡したか消息不明という理由だ

けで子ども手当が支給されない。子供の状況を第一義的に優先せず、単に親の居住条件を優先して支給するので、こうした不合理が起こる。こうした恵まれない日本国籍の子供達こそ最も経済的支援を受ける必要がある。日本国籍をもち日本の学校へ通う子供で、成人して「次代の日本社会を担う」可能性が高くて、親が死亡していたり海外赴任している場合は、子ども手当が支給されない。他方で外国国籍をもち外国に居住し、日本に来たこともなく日本語も話さず、「次代の日本社会を担う」意思など全くない子供でも、親がたまたま出稼ぎで日本に居住していれば、子ども手当が支給される。これはまったく不合理で矛盾に満ちた制度であり、「次代の日本社会を担う子どもの成長及び発達に資する」という政策目的をまったく理解しないことから生じる矛盾である^(注14)。

外国国籍の子供の養育については、外国国籍の子供が外国に居住しようが国内に居住しようが、当該の外国政府が決定権を有することであり、日本国政府が余計な内政干渉をするべき筋合いではない。

5. 高校無償化とは何か

5. 1. 高校授業料補助の目的

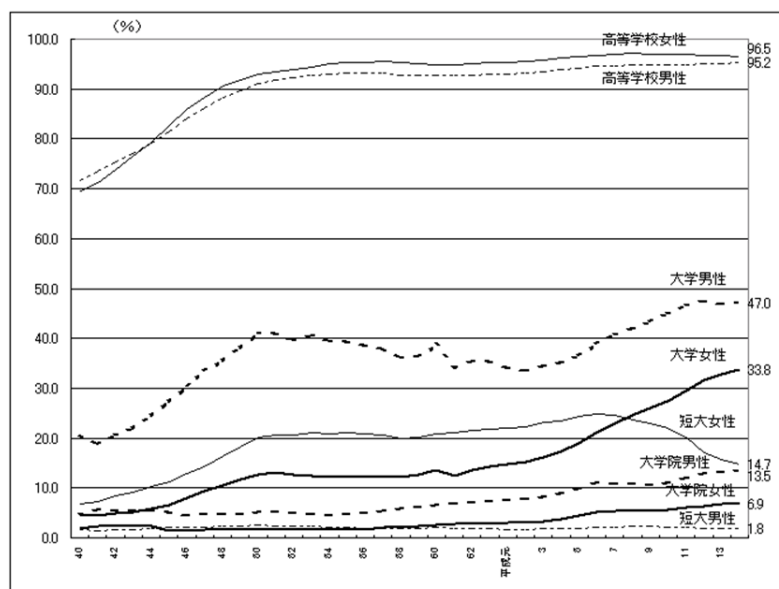
2010年3月31日「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」、略称「高校無償化法」が成立し、同年4月1日から施行された。同法第一条ではその目的を「この法律は、公立高等学校について授業料を徴収しないこととするとともに、公立高等学校以外の高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。」と定めている。

小学校・中学校の初等教育は憲法で定められた義務教育であり、消費における被排他性・共同消費や供給における非排除性・結合供給を満たすので完全公共財とされ、授業料等は全額を税金で負担する。しかし高校以上の教育は義務教育ではないので、完全公共財ではなく、私的財との中間的性質をもつ準公共財ないし公共的性質を一部に帯びた私的財といえる。その公共性の程度に応じて国家および地方自治体は授業料等の補助金を供与してきた。すでに1975年頃から高校進学率は9割を超えていたが、近年は男女ともに95%を超えるようになってきたため、これをほぼ全入に近い状態と見なして、公立高等学校については授業料を全額税金負担とし、公立高等学校以外の高等学校等の生徒等については相当額の授業料を「高等学校等就学支援金」として支給するものである。

1976年に発効した国際人権規約のA規約、B規約共に日本は批准しているものの、中等教育・高等教育の漸進的な無償化、休日の報酬の支払、労働者のストライキ権などの条項については、保留となっている。小学校や中学の義務教育については、教育内容にほとんど違いはないので、公共財として無償化（税金で負担）することに意義がある。高校の中等教育については、普通科、工業科、商業科などで、また公立と私立とで教育内容や授業料について相応の違いがあるので、画一的に全額無償化するには無理があるが、一定の金額の範囲内で部分的に税金負担とすることは可能である。しかし、大学や高専などの高等教育は学部により教育内容も授業料も大幅に違うので、画一的金額で無償化することは

かなり無理がある。

(図6) 進学率 (高等学校・大学・短期大学・大学院)



(資料) 文部科学省「学校基本調査」から引用

5. 2. 高校授業料補助の対象

同法第二条では支給対象となる「高等学校等」を、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第一学年から第三学年まで）、専修学校及び各種学校の高校相当課程（高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるもの）と定めている。これらの「高等学校等」に在籍する生徒であれば、受給資格があり、子ども手当法のように「次代の日本社会を担う」という資格条件を課していないので、国籍は日本であると外国であるとは問わない。

しかし「高等学校等」に該当しない場合には、受給資格はない。例えばある各種学校の高等部は、教育基本法や学校教育法上の高等学校ではなく、各種学校として設置され、教職員は日本の正規の教員資格を持たない者で占められている。教育内容は日本の学習指導要領で定められたものではないので、卒業生は原則として日本の高等学校卒業資格を認定されることはなく、大学へ進学するためには高等学校程度卒業認定試験（旧大学入学試験検定）に合格することが必要である。したがって「高等学校等」には該当せず、同法に基づく「高等学校等就学支援金」の受給資格を認めることは困難である。また特定の政治的イデオロギー教育を実施している場合には、政治と教育の分離を原則とする日本の高校の学習指導要領には悖るので、これも対象外とならざるを得ない。あくまでも日本の教育基本法や学校教育法に基づく高等学校であること、教員が日本の高校教員試験に合格して正規の教員免許を持っていること、高等学校の学習指導要領に準拠した教育内容を有していること、高等学校程度卒業認定試験に合格しなくても大学受験資格が認定されていること、などの客観的条件を満たしているか否かを判定基準とする必要

がある。

5. 3. 高校授業料補助の支給方法

同法に基づき、日本国内の「高等学校等」に在籍する生徒を対象に、国公立全日制高校は年 11 万 8800 円、国公立定時制高校は年 3 万 2400 円、国公立通信制高校は年 6200 円を、授業料の補填として国から高校設置の自治体に支給する。東京都では冷暖房費を、大阪府では選択科目の費用としてこれを上回る負担を生徒に課しているため、全額の「高校無償化」とはならないが、授業料に相当する部分が支給される。私立高校の場合は年収 250 万円未満の世帯は 23 万 7600 円、250～350 万円の世帯は 17 万 8200 円、350 万円以上の世帯は年 11 万 8800 円を、授業料補助として設置者である学校法人に支給する。したがって在籍する高校生（その保護者）は本来の授業料との差額を支払えばよい。当初の案では子ども手当と同じく、生徒の保護者・扶養者に支給するとされていたが、授業料以外で使ってしまう危険性を回避するため、また各保護者に個別支給すると支給事務費用が膨大になるため、学校設置者に対して直接支給することとなった。

20 歳以下の高校生を対象とするが、留年等で 4 年以上在学しても、支給対象となる在学期間は 3 年が限度である。

注

(注 1) 千葉県 (1999) 『平成 11 年度第 25 回県政に関する世論調査』による。

(注 2) 厚生労働省・国立社会保障・人口問題研究所

(注 3) 安宅川 (2010) は少子高齢化による社会保険財政の深刻化を指摘している。

(注 4) 日本の児童手当・子ども手当制度では、財源負担は国家、地方自治体、事業主が行う一方で、給付事務は地方自治体の市役所などで行うため、給付事務に必要な情報が分散したり、給付事務手続きが非常に煩雑多岐になり、給付事務コストが嵩むという難点がある。アメリカの税額控除制度は内国歳入庁 (Internal Revenue Service: IRS) が統括的に行うため、給付事務に必要な情報が集中し、給付事務手続きが簡明で効率的になり、給付事務コストが押さえられるという利点がある。

(注 5) その原型はアメリカで初めて 1975 年から導入された勤労所得税額控除 (Earned Income Tax Credit: EITC) であり、働いていても貧困なワーキングプアを対象として、Friedman (1962) が提唱した負の所得税 (Negative Income Tax) を具体化したものといえる。図解による説明は埋橋孝文 (2010, pp.72-74) を参照。

(注 6) OECD の Social Expenditure Database によれば 2005 年時点で、児童・家族関係予算の国内総生産に占める比率は、フランス、イギリス、スウェーデンなどで 3% を超えているのに対して、日本は 0.81%、アメリカは 0.6 であったが、これには所得控除・税額控除が含まれていないので、これだけで比較するのは不適切である。よってこのデータに基づく矢崎 (2010, p.5) の見方も、不適切な偏りを持つといえる。

(注 7) 児童手当制度研究会 (2000, p.3) を参照。

(注 8) 大塩まゆみ (2010, p.69) は、「児童手当の「過程における生活の安定」への寄与や「次代の社会を担う児童の資質向上」という目的がなくなった。……子ども手当はそのような理念に欠ける。……子ども手当は子育て労働への配慮がない」と批判している。

(注 9) 読売新聞 (2010.7.11 号) による。

(注 10) 櫛 (2010, p.53) を参照。

(注 11) 中日新聞 (2010 年 8 月 3 日号)による。

(注 12) 大塩 (2010, p.69) は、支給条件として「形式的な監護や生計関係が優先され、実際の養育者が受給者となっていないため、海外の孤児と養子縁組をして書類だけ整えて申請する人も現れるので、改善が必要である」と指摘している。

(注 13) 枝野元行政刷新相は 2010 年 5 月 9 日、さいたま市での講演で、子ども手当の支給対象に海外に子どもが居住する在日外国人が含まれている問題について、「率直に言って対応を間違っていた。従来の児童手当の仕組みに軽々に乗り、問題意識が薄かった」と陳謝した。

(注 14) 民主党が 2010 年 3 月 25 日に子ども手当法案を参院厚生労働委員会で強行採決したことに対して、自民党の丸川珠代参院議員は「海外に子供がいる在日外国人の場合でも受給できる問題がある。長妻大臣は法案作成の途中で『欠陥に気づいていた』と言いました。にもかかわらず何の修正もしなかった」と指摘し、「欠陥法案をそのまま実施するのか」と絶叫したという。解決策として「1 つだけ条件を加えればいい。『子ども手当は、子供が日本国内に住所を有せず、かつ日本国民でないときは支給しない』というものです。これで海外へのバラマキは防ぐことができます」という。(東京スポーツ、2010 年 4 月 3 日号)

参考文献

安宅川佳之 (2010) 「少子高齢化時代の社会保険制度の展望」『日本福祉大学経済論集』第 40 号、pp.1-32

埋橋孝文 (2010) 「給付付き税額控除制度とは？」『学術の動向』11 月号、pp.72-76.

大塩まゆみ (2010) 「子ども手当:社会の子を社会が育てる社会に」『学術の動向』11 月号、pp.68-71.

こども未来財団 (2005) 『子育て家庭の経済状況に関する調査研究』こども未来財団

櫛浩一 (2010) 「子ども手当の制度見直しは不可避」『金融財政事情』2010 年 8 月 2 日号、pp.52-55.

児童手当制度研究会監修 (2000) 『改訂 児童手当法の解説』中央法規出版

内閣府 (2005) 『少子化に関する国際意識調査』内閣府

矢崎公二 (2010) 『子ども手当ハンドブック 2010』大空出版

Friedman, M. (1962) *Capitalism and Freedom*, University of Chicago Press: 熊谷尚夫他訳 (1975) 『資本主義と自由』マグローヒル好学社